

# 文教福祉常任委員会会議記録

日 時 令和4年3月17日(木曜日)

午前10時 0分 開議

場 所 水戸市議会 第3委員会室

午前11時13分 散会

## 付託事件

議案第12号, 議案第17号, 議案第20号中第1表中歳出中第3款(民生費) 中文教福祉委員会所管分, 第4款(衛生費) 中文教福祉委員会所管分及び第10款(教育費) 中文教福祉委員会所管分並びに第3表債務負担行為中文教福祉委員会所管分, 議案第21号, 議案第27号, 議案第28号, 議案第29号, 議案第30号, 議案第36号中第1表中歳出中第3款(民生費) 及び第10款(教育費) 並びに第2表継続費補正中第3款(民生費) 及び第10款(教育費)

## 1 本日の会議に付した事件

### (1) 議案審査

- ① 議案第12号 水戸市児童福祉施設基準条例の一部を改正する条例
- ② 議案第17号 水戸市国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- ③ 議案第20号 令和4年度水戸市一般会計予算中第1表中歳出中第3款(民生費) 中文教福祉委員会所管分, 第4款(衛生費) 中文教福祉委員会所管分及び第10款(教育費) 中文教福祉委員会所管分並びに第3表債務負担行為中文教福祉委員会所管分
- ④ 議案第21号 令和4年度水戸市国民健康保険会計予算
- ⑤ 議案第27号 令和4年度水戸市介護保険会計予算
- ⑥ 議案第28号 令和4年度水戸市介護サービス事業会計予算
- ⑦ 議案第29号 令和4年度水戸市後期高齢者医療会計予算
- ⑧ 議案第30号 令和4年度水戸市母子父子寡婦福祉資金会計予算
- ⑨ 議案第36号 令和3年度水戸市一般会計補正予算(第11号) 中第1表中歳出中第3款(民生費) 及び第10款(教育費) 並びに第2表継続費補正中第3款(民生費) 及び第10款(教育費)

## 2 出席委員(6名)

委員長	木本信太郎	君	副委員長	森正慶	君
委員	萩谷慎一	君	委員	土田記代美	君
委員	黒木勇	君	委員	田口米蔵	君

## 3 欠席委員(1名)

委員 袴塚孝雄 君

## 4 委員外議員出席者(なし)

## 5 説明のため出席した者の職, 氏名

副市長	秋葉宗志君		
福祉部長兼福祉事務所長	横須賀好洋君	福祉部副部長兼福祉事務所副所長	田中誠一君
福祉事務所参事兼子ども課長	柴崎佳子君	福祉事務所参事兼福祉指導課長	大久保克哉君
福祉総務課長	堀江博之君	生活福祉課長	櫻井学君
障害福祉課長	平澤健一君	高齢福祉課長	小林かおり君
介護保険課長	荻沼学君		
保健医療部長	大曾根明子君	保健医療部副部長	小林秀一郎君
保健所長	土井幹雄君	保健所技監兼保健衛生課長	前田亨君
保健総務課長	三宅陽子君	地域保健課長	野口奈津子君
保健予防課長	大冢要之君	国保年金課長	関根豊君
教育長	志田晴美君	教育部長	増子孝伸君
教育委員会事務局教育部参事	橋義孝君	教育委員会事務局教育部参事	菊池浩康君
教育委員会事務局教育部参事兼教育企画課長	三宅修君	総合教育研究所	春原孝政君
学校管理課長	細谷康之君	学校保健給食課	小川佐栄子君
幼児教育課長	松本崇君	学校施設課長	和田英嗣君
生涯学習課長	湯澤康一君	歴史文化財課	小川邦明君
放課後児童課	大和敦子君	中央図書館長	林栄一君
教育研究課長	野澤昌永君		

6 事務局職員出席者

法制調査係長	富岡淳君	書記	堀江良君
--------	------	----	------

午前10時 0分 開議

○木本委員長 おはようございます。

定足数に達しておりますので、ただいまから文教福祉委員会を開会いたします。

本日、所用のため、袴塚委員が欠席になりますので、あらかじめ御承知おきください。

それでは、これより議事に入ります。

さきの本会議において当委員会に付託されました案件は、議場に配付されました議案審査分担表(1)のとおり、議案第12号ほか8件であります。

それでは、審査の進め方についてお諮りいたします。委員会の審査日程が3日間となっておりますので、本日は、執行部に提出議案の説明を求め、明日、順次質疑を行い、そして22日火曜日に御意見等を伺った後、採決を行いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○木本委員長 御異議なしと認め、そのように進めさせていただきます。

次に、お諮りいたします。この際、当委員会に付託となっております議案第12号ほか8件を一括議題としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○木本委員長 御異議なしと認め、一括議題といたします。

それでは、これより執行部から、順次、提出議案の説明を願います。

なお、2月24日の当委員会で請求いたしました資料につきまして、本日、執行部から提出を受けておりますので、議案の説明とあわせて説明を願います。

初めに、議案第12号 水戸市児童福祉施設基準条例の一部を改正する条例について、執行部から説明願います。

柴崎参事兼子ども課長。

○柴崎福祉事務所参事兼子ども課長 おはようございます。

議案書①の25ページをお開きください。

市議会議案第12号 水戸市児童福祉施設基準条例の一部を改正する条例につきまして、御説明申し上げます。

内容につきましては、参考資料として御提示させていただきました、福祉部子ども課提出資料により御説明申し上げます。

まず、1の改正理由につきましては、国の基準省令であります児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、関係規定の整備を行うものです。

2の改正内容につきましては、母子生活支援施設の長の任用要件のうち、児童福祉事業または社会福祉事業に従事していた期間を要件とするものについて、相談援助業務に従事していた期間を要件とすることに改めるもので、基準省令に従い規定するものでございます。

なお、今般の基準省令の改正は、児童福祉法が一部改正されたことによるものでございます。

具体的な改正内容につきまして御説明申し上げます。

まず、資料の5ページをお開き願います。

条例参照条文としまして、1の条例の抜粋を載せてございますが、こちら御覧いただきまして、母子生活支援施設の長の資格について、条例第28条第1項第1号から第3号までに医師、社会福祉士、母子生活支援施設職員勤務が3年以上などと規定しておりますが、第4号におきまして、これと同等以上の能力を有すると認める者であって、次に掲げる期間の合計が3年以上である者とあり、こちらが今回改正される部分となっております。

3ページの新旧対照表にお戻りいただきます。

現行では、第28条第1項第4号で、ア、児童福祉司となる資格を有する者にあつては児童福祉事業、イで社会福祉主事となる資格を有する者にあつては、社会福祉事業に従事した期間と規定しているところ、改正案におきましては、ア、イのいずれも相談援助業務に従事した期間と改正するものでございます。

また、付則において、条例施行の際、現に施設の長として勤務している者については、要件を満たすものとして経過措置を設けております。

1ページにお戻りいただき、3の施行期日につきましては、令和4年4月1日とするものです。

説明は以上です。

**○木本委員長** 次に、議案第17号 水戸市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、執行部から説明願います。

関根国保年金課長。

**○関根国保年金課長** それでは、議案書①、35ページをお開き願います。

市議会議案第17号 水戸市国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきまして、御説明いたします。

内容につきましては、保健医療部国保年金課提出の資料により御説明いたします。

1の改正理由でございますが、茨城県国民健康保険運営方針に基づき、令和4年度からの国民健康保険税の賦課方式について、世帯別平等割を廃止し、所得割及び被保険者均等割の2方式とするため、税率等に係る規定について改正するものでございます。

また、全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、未就学児に係る被保険者均等割額の減額について新たに規定することにあわせ、市独自に行う就学児から18歳までの者に係る被保険者均等割額の減額について規定するため、関係規定の整備を行うものでございます。

2の主な改正内容でございますが、(1)の世帯別平等割額の廃止及び課税額の税率等の改正につきましては、アからウまで3つの課税額につきまして、それぞれ表のとおり改正するものでございます。

まず、アの基礎課税額につきましては、所得割額が現行100分の7.15から100分の7.84に、被保険者均等割額は現行2万3,000円から3万500円に、世帯別平等割額については、現行2万6,000円を廃止いたします。同様に、イの後期高齢者支援金等課税額、ウの介護納付金課税額につきましても、税率等につきまして現行の欄をそれぞれ改正(案)の欄にある率及び金額に改正するものでございます。

次に、(2)の被保険者均等割額に係る減額の金額の改正につきましては、(1)の税率等の改正に伴いまして、

低所得世帯に対する被保険者均等割額に係る減額の金額を改正するものでございます。

ページを返していただきまして、(3)の子どもに係る被保険者均等割額の減額につきましては、18歳までの者に係る被保険者均等割額について100分の50を乗じた額を減額するものでございます。

アとして、未就学児までは法定による減額を、イとしまして、就学時から18歳までを対象に、市独自に減額するものでございます。

3の施行期日でございますが、令和4年4月1日でございます。

3ページには新旧対照表を、23ページには参照条文を記載してございます。

また、今回の税率改正は、水戸市国民健康保険運営協議会からの答申に基づいたものとしております。27ページに、参考①といたしまして、本年1月20日に運営協議会会長より、高橋市長宛ていただきました答申の写しを掲載してございます。

税率改正に当たっての基本的な考え方でございますが、28ページの中段、2 審議の経過のうち、(1)の令和4年度の保険税率等改正方針(案)の①繰越金の活用による実質ゼロ改定といたしまして、令和4年度に茨城県に納付する国保事業費納付金が増額となったことにより、現行税率による令和4年度の保険税収入の見込額は不足が見込まれ、本来、賦課方式の変更にあわせて不足額を賄うための増収までを見込んだ税率を設定するところですが、不足分につきましては、国保会計の繰越金を充てることにより、被保険者の負担増加を回避することとしたものでございます。

また、賦課方式の変更により、所得や人数構成によって、被保険者間における保険税額の増減は発生することとなりますが、現行税率による保険税収入見込総額と、2方式による保険税収入見込総額を同額とし、被保険者全体の税額負担を変えないことで、実質的な改定をゼロとすることとしております。

また、②の子育て世帯に対する負担軽減として、未就学児のほか、本市独自に18歳年度末までの全ての子どもに係る均等割額について、5割軽減とすることとしております。

また、(2)の令和4年度の保険税率等改正(案)としまして、2方式への移行によって発生する影響について検証いたしました。応益割合、いわゆる被保険者別均等割の額を上げますと、人数が多い世帯の負担が増え、これを避けるために応能割合、いわゆる所得割の率を上げますと、所得の多い方に負担がかかります。この応能と応益の割合、バランスについてシミュレーションを行った結果、基礎課税分と後期高齢者支援金分については60対40、介護分については、1世帯に占める介護該当被保険者の課税が絞られることから50対50としたものでございます。

30ページをお願いいたします。

3の審議結果といたしまして、市から示された案については実質的なゼロ改定としているほか、不足額について、繰越金の活用により、被保険者への急激な負担増につながらないように十分配慮されており、また、子育て世帯についても、18歳年度末までの子どもに係る負担軽減も実施予定とするなど十分配慮されている。さらに、2方式による税率等の設定に当たって、市において様々な世帯構成や所得階層から、その影響等について検証を重ねていることから、被保険者にとって最適なバランスを考慮した保険税率等であると御判断いただき、今回の税率改正の答申をいただいたところでございます。

次に、33ページを御覧願います。

参考②としまして、さきの文教福祉委員会におきまして資料の請求がございましたので、御説明いたします。

1つ目の丸につきましては、これまで御説明させていただいたとおりでございます。

2つ目の丸の保険税増減の概況といたしまして、試算上の幅はございますが、全約3万6,000世帯中、増額が見込まれるのが約1万5,000世帯、減額が見込まれるのが約2万1,000世帯となっております。

3つ目の丸のモデル世帯による保険税額の比較の表でございますが、こちらは運営協議会においてお示しした内容でございます。世帯人数ごとに、こちらが仮に設定した世帯構成、所得区分に基づき、現行3方式と2方式により試算した税額の比較でございます。

初めに、国民健康保険の加入者につきましては、1人または2人の人数構成である世帯が約8割を占めていることから、これらの世帯について複数のモデルをお示ししてございます。

上から1番目と2番目の例につきましては、1人世帯で所得がゼロまたは100万円で、これらの世帯については、応能割の影響が少なく、また世帯1人で負担していた世帯別平等割が廃止されたことにより、現行の保険税額と比べ、減となっております。

次に、2人世帯ですが、この1例目と2例目につきましては、所得を増やして試算しましたが、所得が増えますと応能割の影響を受け、保険税額の上昇が見られます。このモデル世帯は介護分該当ですので、先ほど申し上げましたとおり、介護分については応能・応益割を、50対50としておりますが、これが仮に60対40としますと、1例目は、2万9,200円の増が3万1,900円の増、2例目は、7万円の増が8万3,700円の増となります。

次は、お子さんがいる2人世帯です。所得は100万円ですが、被保険者数が2人ですと、この世帯の所得が80万円を超えるあたりから、現行と比べ少しずつ増となってくる傾向でございます。この世帯の場合、お子さんの均等割分について5割減額となっておりますので、5,000円の減となっておりますが、次の3人世帯の例ですと、お子さんの軽減はあるものの、所得が少し増えたことによって応能割の影響を受け、1万7,200円の増となっております。

次の4人世帯につきましても、3人世帯と同様に所得の影響が表れており、お子さん2人分の軽減の適用後でも1万9,400円の増となっております。

最後に、5人世帯ですが、所得が多くかつ多人数でありながら軽減を受けられるお子さんが1人ということから、8万7,800円の増となっております。

賦課方式の2方式への移行では、このモデルケースに表れていますように、加入人数や所得の違いによる世帯間での保険税額の増減が発生します。国保の被保険者におきましては、少人数かつ低所得である世帯の占める割合が大きいことから、2方式への移行による影響が特にこれらの世帯の負担につながらないように、また所得のある世帯、人数の多い世帯への負担ができるだけ少なくなるよう検討したものでございます。

説明は以上でございます。

○木本委員長 次に、議案第20号 令和4年度水戸市一般会計予算中第1表中歳出中第3款（民生費）中文教福祉委員会所管分、第4款（衛生費）中文教福祉委員会所管分及び第10款（教育費）中文教福祉委員会所管分並びに第3表債務負担行為中文教福祉委員会所管分について、執行部から、順次、説明を願います。

堀江福祉総務課長，お願いします。

○堀江福祉総務課長 それでは，議案書①の43ページをお開き願います。

市議会議案第20号 令和4年度水戸市一般会計予算について御説明いたします。

内容につきましては，議案書②の令和4年度予算に関する説明書により御説明いたします。

108ページ，109ページをお開き願います。

3款民生費，1項社会福祉費，1目社会福祉総務費につきましては，前年度比10%の減でございます。

主な内容といたしまして，111ページを御覧願います。

説明欄の上から2つ目の社会福祉経費につきましては，地域福祉推進のための経費のほか，社会福祉各種団体への助成等に要する経費でございます。

2つ下の民生委員経費につきましては，民生委員，児童委員の活動に対する助成等に要する経費でございます。

ページを返していただきまして，112ページ，113ページをお開き願います。

上から3つ目の生活困窮者自立支援経費につきましては，生活困窮者自立支援経費に係る事務事業委託や住居確保給付金の執行に要する経費でございます。

中ほどの少子対策経費につきましては，結婚支援に係る経費でございます。

母子父子福祉対策費につきましては，独り親世帯に対する就業支援等に係る経費でございます。

その下の福祉指導経費につきましては，社会福祉施設等に対する一般検査，実地指導等に係る経費でございます。

○平澤障害福祉課長 続きまして，114，115ページをお開き願います。

2目障害福祉費につきましては，前年度比8.8%の増でございます。

主な内容といたしましては，説明欄1つ目の丸，障害福祉経費につきましては，障害者就労支援事業や生活介護事業の委託，福祉団体への助成等に要する経費でございます。

3つ目の丸の障害者自立支援給付費につきましては，障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスの給付費等に要する経費でございます。

10番目の丸の総合福祉作業施設運営経費から精神障害者社会福祉施設運営経費につきましては，指定管理に伴う施設の管理運営や業務委託に要する経費でございます。

最下段の障害者福祉施設整備事業費につきましては，既存の施設の防犯対策等に対する補助に要する経費でございます。

以上でございます。

○小林高齢福祉課長 続きまして，ページを返していただきまして，116，117ページをお開き願います。

3目高齢福祉費につきましては，前年度比5.2%の増となっております。

主な内容といたしまして，1つ目の丸，敬老経費につきましては，対象年齢を限定するなど，これまでの敬老会事業を見直し，新たに開催する福寿のつどいに要する経費等でございます。

上から5つ目の丸，高齢者福祉施設経費につきましては，いきいき交流センターの管理運営に要する経費

や高齢者福祉施設の防災・減災対策に係る整備補助に要する経費でございます。

その下の丸、(仮称)西部いきいき交流センター建設事業費につきましては、令和3年度から着工した本体工事に係る経費でございます。

次に、下から2つ目の丸、介護保険推進経費につきましては、介護サービス事業所の防災・減災対策に係る整備補助に要する経費でございます。

以上でございます。

**○関根国保年金課長** 続きまして、4目国民年金費につきましては、前年度比0.8%の増でございます。主な内容といたしましては、国民年金事務に要する職員給与費、会計年度任用職員給与費及び事務費でございます。

以上でございます。

**○小林高齢福祉課長** 続きまして、118、119ページをお開き願います。

5目老人ホーム費につきましては、前年度比0.7%の減となっております。主な内容といたしましては、老人ホーム運営費といたしまして、開江老人ホームの管理運営に要する経費でございます。

以上でございます。

**○関根国保年金課長** 続きまして、6目医療福祉費につきましては、前年度比0.2%の増でございます。主な内容といたしましては、医療福祉事務に要する職員給与費、会計年度任用職員給与費、扶助費及び事務費でございます。

次に、120、121ページをお開き願います。

7目後期高齢者医療費につきましては、前年度比4.8%の増でございます。主な内容といたしましては、茨城県後期高齢者医療広域連合への負担金、高齢者の健康診査業務委託及び人間ドック補助金、後期高齢者医療会計の繰出金でございます。

以上でございます。

**○柴崎福祉事務所参事兼子ども課長** 続きまして、2項児童福祉費、1目児童福祉総務費につきましては、前年度比32.6%の増となっております。主な内容といたしましては、5つ目の丸、子育て支援経費につきましては、市民センター子育て広場ほか広場や一時預かり事業など、子育て支援に係る事業に要する経費など、また、次の丸の子育て支援多世代交流センター運営経費は、「わんぱく・みと」及び「はみんぐぱく・みと」の指定管理による管理運営に伴う経費でございます。

ページを返していただきまして、122、123ページの6つ目の丸の子ども発達支援センター運営経費につきましては、子ども発達支援センター及び4つの分室の管理運営に要する経費、次の障害児福祉経費につきましては、在宅で重度の障害のある20歳未満の児童を養育している保護者に対して支給する特別児童扶養手当に要する事務経費や、障害児の放課後等デイサービスなどの障害通所支援事業に要する経費などとなっております。

続きまして、2目児童扶助費につきましては、前年度比3.4%の減となっております。主な内容といたしましては、児童手当、児童扶養手当及び遺児養育手当の支給に要する経費となっております。

以上です。

○松本幼児教育課長 続きまして、3目保育所費につきましては、前年度比3.0%の減でございます。主な内容につきましては、市立保育所運営に要する職員や会計年度任用職員の給与費のほか、ページを返していただきまして、125ページの2つ目、3つ目の丸、民間保育所や地域型保育事業者等に対する施設型給付費でございます。

以上でございます。

○大和放課後児童課長 続きまして、4目放課後児童費につきましては、前年度比9.2%の増となっております。主な内容としては、保護者が仕事などで留守家庭となる児童に対し、放課後等に安全で健やかな生活の場を提供する放課後学級事業に要する経費や、民間学童クラブの補助に要する経費でございます。

以上でございます。

○湯澤生涯学習課長 次に、126、127ページをお開き願います。

5目青少年健全育成費につきましては、前年度比3%の減でございます。主な内容といたしましては、子ども会活動に要する経費及び青少年相談員、青少年育成推進会議等に係る経費でございます。

○櫻井生活福祉課長 続きまして、3項生活保護費、1目生活保護総務費につきましては、前年度比1.8%減の5億6,619万2,000円となっております。主なものといたしましては、生活保護事務を執行する職員の給与及び会計年度職員の報酬や事務の執行に要する経費でございます。

続きまして、128ページ、129ページをお開き願います。

2目生活保護扶助費につきましては、前年度比0.8%減の88億800万円となっております。主なものといたしましては、生活保護の生活扶助や医療扶助などに要する経費でございます。

以上でございます。

○堀江福祉総務課長 続きまして、4項災害救助費、1目災害救助費のうち、災害援護費につきましては、災害時の被災者に対する見舞金や弔慰金に要する経費でございます。

○三宅保健総務課長 続きまして、130ページ、131ページをお開き願います。

第4款衛生費、1項保健所費、1目保健所管理費につきましては、前年度比1.9%の増でございます。主な内容といたしましては、保健所職員の給与費及び保健所運営管理に要する経費でございます。

続きまして、2目医薬費につきましては、前年度比9.5%の増でございます。主な内容といたしましては、医事業経費の医療機関等の監視指導に係る経費のほか、地域医療経費につきましては、医療機関や関係団体に対する補助、医師就学資金貸与事業など医師確保対策の経費でございます。

続きまして、132、133ページをお開き願います。

3目保健衛生費につきましては、前年度比4.5%の減でございます。主な内容といたしましては、食品衛生経費の食品営業の許可及び監視指導などに係る経費、また衛生検査経費の食中毒やと畜に係る検査の経費でございます。

続きまして、4目健康増進費につきましては、前年度比12.1%の減でございます。主な内容といたしましては、健康診査やがん検診の実施に要する経費などでございます。

続きまして、134、135ページをお開き願います。

5目保健予防費につきましては、前年度比52.8%の増でございます。主な内容といたしましては、新

型コロナウイルス感染症対策として、検査体制の確保やワクチン接種に係る経費、定期予防接種に係る経費でございます。

新規といたしまして、子宮頸がん予防接種の積極的勧奨を再開するとともに、勧奨の差し控えによる予防接種の機会を逃した方に対し、無料でキャッチアップ接種を実施してまいります。また、子育て世帯の負担軽減を図るため、小児インフルエンザ予防接種の助成対象に高校1・2年生相当を追加いたしまして、1歳から18歳の高校生年齢相当までの全ての子どもを対象としてまいります。

続きまして、136、137ページをお開き願います。

6目動物愛護センター費につきましては、前年度比1.3%の減でございます。主な内容といたしましては、動物愛護センターの職員給与費及び動物愛護センターの運営経費のほか、動物愛護推進経費の動物愛護の普及啓発や犬猫の不妊・去勢手術の補助に要する経費などがございます。

続きまして、7目診療所費につきましては、前年度比0.8%の減でございます。主な内容といたしましては、水戸市休日夜間緊急診療所の運営に要する経費でございます。

続きまして、138、139ページをお開き願います。

2項母子保健費、1目母子保健費につきましては、前年度比5.8%の増でございます。主な内容といたしましては、母子保健行政に係る職員給与費のほか、産前産後支援や乳幼児健診に係る費用などがございます。

新規といたしまして、新生児の聴覚障害を早期に発見し、療育等を促すとともに、子育て世帯の負担軽減を図るため、聴覚検査費の助成を実施してまいります。さらに、幼児の弱視を早期に発見し、治療につなげていくため、3歳児健康診査の視力検査に屈折検査を導入してまいります。

以上でございます。

○三宅教育委員会事務局教育部参事兼教育企画課長 続きまして、192、193ページをお開き願います。

第10款教育費について御説明をいたします。

1項教育総務費、1目教育委員会費につきましては、前年度比0.6%の減でございます。主な内容といたしましては、教育委員の報酬等に要する経費でございます。

続きまして、2目事務局費につきましては、前年度比12.1%の減でございます。主な内容といたしましては、1つ目の丸から4つ目の丸までが、教育委員会事務局の運営管理に要する職員給与費などの人件費でございます。

また、ページを返していただきまして、195ページの1つ目の丸、私立学校助成費につきましては、私立の小中学校及び高等学校などに対する運営費補助でございます。

その下の丸、学校保健管理費につきましては、就学時健康診断に要する経費や、学校での児童、生徒のけがなどに対する給付を行うための共済加入負担金などの経費でございます。

以上でございます。

○野澤教育研究課長 同じく194ページ、195ページを御覧ください。

3目総合教育研究所費につきましては、7.5%の増でございます。主な内容といたしましては、総合教育研究所職員給与費、また全校に配置しております学力向上サポーターや英語指導助手などの会計年度任用職員に要する給与費のほか、水戸スタイルの教育推進経費として総合学力調査の実施など、学力向上に向け

た各施策やICT支援員10名の派遣委託を含むICT教育の推進、水戸芸術館と連携した芸術教育、いじめ防止に関する施策など、特色ある水戸の教育の推進に要する経費のほか、教職員研修及び教育相談に要する経費などがございます。

○和田学校施設課長 続きます、196ページ、197ページをお開き願います。

2項小学校費、1目小学校管理費につきましては、前年度から14%の増でございます。主な内容といたしましては、小学校運営管理費に要する職員給与費、会計年度任用職員給与費や小学校特別支援教育に要する会計年度任用職員給与費、各小学校の運営に要する需用費、委託料などがございます。

ページを返していただきまして、199ページを御覧ください。

新規の内容といたしましては、199ページの説明欄、上から1つ目の丸、小学校運営経費につきましては、水泳授業環境整備に係る経費を計上いたしております。

次に、上から2つ目の丸、小学校施設維持補修費につきましては、学校施設の緊急安全対策事業として、修繕料を増額計上いたしております。

以上でございます。

○細谷学校管理課長 続きます、198ページ、199ページをお開き願います。

2目小学校教育振興費につきましては、前年度比6.1%の増でございます。主な内容といたしましては、要保護及び準要保護児童に対する就学奨励費の支給に要する経費でございます。

○和田学校施設課長 続きます、3目小学校建設費につきましては、前年度から0.4%の増でございます。主な増減の内容といたしましては、199ページの説明欄でございます1つ目の丸、小学校施設設備整備事業費についてであり、学校施設の緊急安全対策として、工事請負費を増額いたしております。

ページを返していただきまして、200ページ、201ページを御覧ください。201ページの説明欄、上から1つ目の丸、笠原小学校校舎増築事業（2期）、2つ目の丸、吉沢小学校校舎増築事業につきましては、次年度も引き続き請負工事費等を計上しております。

続いて、3つ目の丸、吉田小学校については、外構工事に係る工事請負費を計上、4つ目の丸、酒門小学校、5つ目の丸、渡里小学校長寿命化改良事業につきましては、次年度も引き続き工事請負費等を計上いたしております。また、下から1つ目の丸、石川小学校長寿命化改良事業といたしまして、先行工事として受変電設備設置に係る工事請負費を新規で計上いたしております。

以上でございます。

続きます、3項中学校費、1目中学校管理費につきましては、前年度から0.5%の増でございます。主な内容といたしましては、中学校運営管理に要する職員給与費、会計年度任用職員給与費や中学校特別支援教育に要する会計年度任用職員給与費、各中学校の運営に要する需用費、委託料などがございます。

ページを返していただきまして、202ページ、203ページを御覧ください。主な増額の内容といたしましては、203ページの説明欄1つ目の丸、中学校施設維持補修費につきましては、学校施設の緊急安全対策事業として、修繕料の増額をいたしております。

以上でございます。

○細谷学校管理課長 続きます、202、203ページをお開き願います。

2目中学校教育振興費につきましては、前年度比11.0%の増でございます。主な内容といたしましては、要保護及び準要保護生徒に対する就学援助費の支給に要する経費でございます。増加の主な要因といたしましては、オンライン学習費を支給するための予算を新たに計上させていただいたためでございます。

○和田学校施設課長 続きまして、3目中学校建設費につきましては、前年度から46.7%の増でございます。主な増額の内容といたしましては、203ページの説明欄1つ目の丸、中学校施設設備整備事業費のうち、学校施設の緊急安全対策として工事請負費を増額いたしております。

以上でございます。

○松本幼児教育課長 続きまして、204、205ページをお開きください。

4項幼稚園費、1目幼稚園管理費につきましては、前年度比2%の増でございます。主な内容につきましては、幼稚園運営管理に要する職員や会計年度任用職員の給与費のほか、幼稚園の経費として、各幼稚園の運営に関する消耗品や施設の維持管理に関わる委託料に要する経費でございます。

以上でございます。

○和田学校施設課長 続きまして、2目幼稚園建設費につきましては、施設の安全対策のため、前年度の300万円に対し、700万円に増額いたしております。

以上でございます。

○松本幼児教育課長 続きまして、3目私立幼稚園費につきましては、前年度比1%の増となっております。私立幼稚園に対する施設型給付費に関する経費でございます。

以上でございます。

○小川歴史文化財課長 続きまして、206ページ、207ページをお開き願います。

5項社会教育費、1目社会教育総務費につきましては、対前年度比50.2%の増でございます。主な増額の理由といたしまして、水戸城二の丸角櫓アプローチ通路整備に要する経費などでございます。主な内容といたしましては、各種生涯学習講座などに要する経費、水戸城歴史的建造物の維持向上、ヒカリモ生息地調査観察地整備など、文化財保護に要する経費などでございます。

以上でございます。

○林中央図書館長 続きまして、2目図書館費につきましては、前年度比2.2%の増でございます。主な内容でございますが、職員及び会計年度任用職員の給与費、地区図書館5館の指定管理料、学校図書館支援に要する経費、図書館資料等の購入費となっております。

以上でございます。

○小川歴史文化財課長 続きまして、208ページ、209ページをお開き願います。

3目博物館費につきましては、対前年度比0.2%の減でございます。主な内容といたしましては、職員と会計年度任用職員の給与費や特別展、企画展等の開催に要する経費などでございます。

○湯澤生涯学習課長 次に、210、211ページをお開き願います。

4目青少年活動促進費につきましては、前年度比2.6%の増でございます。主な内容といたしましては、姉妹都市親善友好少年交歓研修や各種青少年関連事業への補助金、放課後子ども教室に要する経費等でございます。

次に、5目少年自然の家費につきましては、前年度比4.3%の減でございます。主な内容といたしましては、職員給与費及び少年自然の家の管理運営に要する経費でございます。

○小川歴史文化財課長 続きまして、212ページ、213ページをお開き願います。

6目大串貝塚ふれあい公園費につきましては、対前年度比25.9%の増でございます。主な内容といたしましては、職員や会計年度任用職員の給与費、大串貝塚ふれあい公園の運営や発掘出土遺物整理や埋蔵文化財発掘調査等に要する経費でございます。

○湯澤生涯学習課長 次に、214、215ページをお開き願います。

7目みと好文カレッジ費につきましては、前年度比1.5%の増でございます。主な内容といたしましては、職員給与費、各種主催講座、家庭教育への支援事業等に要する経費等でございます。

○小川学校保健給食課長 続きまして、218、219ページをお開き願います。

6項保健体育費、3目学校給食共同調理場費につきましては、対前年度比4.2%の増でございます。主な内容といたしましては、学校給食共同調理場の職員や会計年度任用職員の給与費及び学校給食調理等業務委託料のほか、新規事業、子育て応援学校給食支援事業として、保護者の負担を抑制しつつ物価の上昇に対応し、魅力ある学校給食を提供するため、食材料費の一部を公費負担で賄う経費等でございます。

○小林高齢福祉課長 続きまして、240、241ページをお開き願います。

債務負担行為の調書について御説明いたします。

上から2段目の特別養護老人ホーム整備に係る債務負担、令和4年度につきましては、水戸市第8期高齢者福祉計画、介護保険事業計画におきまして、令和5年度に40床増床整備することが位置づけられており、令和5年度に整備を行う特別養護老人ホームを令和4年度中に決定する必要があることから、限度額を1億2,000万円、期間を令和5年度までとし、債務負担を計上するものでございます。

以上でございます。

○三宅保健総務課長 その5段下、医師修学資金貸与に係る債務負担、令和4年度分につきましては、令和5年度の貸与対象者を令和4年度中に決定する必要がありますことから、限度額を4,520万円、期間を令和10年度までといたしまして、債務負担を計上するものでございます。

その下、医療機関開設等促進に係る債務負担につきましては、医療機関の施設開設等に係る補助の交付決定から整備完了まで複数年かかることが見込まれますことから、限度額を9,000万円、期間を令和12年度までといたしまして、債務負担を計上するものでございます。

○和田学校施設課長 続きまして、下から1段目、石川小学校長寿命化改良事業に伴う仮設校舎賃貸借に係る債務負担につきましては、長寿命化改良工事に先立って実施いたします仮設校舎の建設期間が複数年にわたることから、限度額を4億2,000万円、期間を令和4年度から6年度までといたしまして、債務負担を計上するものでございます。

以上でございます。

○木本委員長 次に、議案第21号 令和4年度水戸市国民健康保険会計予算について、執行部から説明を願います。

関根国保年金課長。

○関根国保年金課長 それでは、議案書①の51ページをお開き願います。

市議会議案第21号 令和4年度水戸市国民健康保険会計予算につきまして、御説明いたします。

令和4年度の国民健康保険会計の総額は、歳入歳出それぞれ217億4,300万円で、前年度比2.9%の減でございます。内容につきましては、議案書②の予算に関する説明書により御説明いたします。

初めに、歳入の主なものについて御説明いたします。

議案書②の248, 249ページを御覧願います。

1款1項国民健康保険税につきましては、現年課税分と滞納繰越分をあわせた国保税の収納額で、前年度比3.5%の減となっております。

250, 251ページを御覧願います。

4款1項1目特定健康診査等負担金につきましては、特定健康診査等の実績に応じて、国、県負担分をあわせて県から交付される負担金で、前年度比7.1%の減でございます。

252, 253ページを御覧願います。

4款2項1目保険給付費等交付金につきましては、水戸市が支給した被保険者の医療費に係る保険給付費等について県から交付される交付金で、前年度比2.9%の減でございます。

5款1項1目一般会計繰入金につきましては、前年度比13.9%の減でございます。保険基盤安定繰入金は、低所得者に対する国保税軽減分などを公費で補填するものでございます。また、その他の繰入金は、職員給与費や事務費の総務費のほか、出産育児一時金等の財源として一般会計から繰り入れるものでございます。

6款1項1目繰越金につきましては、県へ納付する国保事業費納付金の増額等に伴い、不足する保険税額を賄うため予算措置するものでございます。

歳入の主なものにつきましては、以上でございます。

続きまして、歳出の主なものにつきまして御説明いたします。

258, 259ページをお開き願います。

1款1項総務管理費につきましては、前年度比2.1%の増でございます。主な内容といたしましては、一般管理事務に要する職員給与費、会計年度任用職員給与費、事務費及び国保連合会への負担金でございます。

2項徴税費につきましては、前年度比1.6%の増でございます。主な内容といたしましては、課税事務に要する職員給与費及び事務費でございます。

262, 263ページをお開き願います。

2款1項療養諸費につきましては、前年度比4.4%の減でございます。主な内容といたしましては、医療機関等に支払う療養給付費等でございます。

2項出産育児諸費につきましては、前年度比20.0%の減でございます。被保険者が出産した場合に原則42万円を支給するものでございます。

264, 265ページをお開き願います。

2款4項高額療養諸費につきましては、前年度比1.4%の増でございます。被保険者が高額な医療を受

け、医療費の自己負担額が限度額を超えた場合にその超えた額を支給するものでございます。

266, 267ページをお開き願います。

3款1項医療給付費納付金, 2項後期高齢者支援金等納付金, ページを返していただきまして, 3項介護納付金納付金につきましては, 県に納付する国民健康保険事業費納付金で, 前年度比0.7%の増となっております。

5款1項1目特定健康診査等事業費につきましては, 前年度比8.0%の減でございます。主な内容としたしましては, 医療保険者に義務づけられております特定健康診査及び特定保健指導の委託料等でございます。

270, 271ページをお開き願います。

5款2項1目保健衛生普及費につきましては, 前年度比1.1%の減でございます。主な内容としたしましては, 生活習慣病予防健診助成費として, 人間ドック受診への補助金等でございます。

説明は以上でございます。

○木本委員長 次に, 議案第27号 令和4年度水戸市介護保険会計予算について, 執行部から説明願います。

荻沼介護保険課長。

○荻沼介護保険課長 それでは, 議案書①の73ページをお開きください。

市議会議案第27号 令和4年度水戸市介護保険会計予算について御説明いたします。

令和4年度の介護保険会計の総額は, 歳入歳出それぞれ247億5,600万円で, 前年度予算に対して0.8%の増でございます。詳細につきましては, 議案書②令和4年度予算に関する説明書にて御説明いたします。議案書②の376, 377ページをお願いいたします。

初めに, 歳入の主なものについて御説明いたします。

1款保険料, 1項介護保険料につきましては, 前年度比1.8%の増で, 65歳以上の方でございます第1号被保険者7万4,210人からの納付を見込んでございます。

次に, ページの一番下の欄, 3款国庫支出金, 1項国庫負担金につきましては, 前年度比0.7%の増で, 介護給付費のうち居宅給付費の20%, また, 施設給付費の15%を国の法定負担分として収入を見込むものでございます。

ページを返していただきまして, 378, 379ページをお願いいたします。

2項国庫補助金につきましては, 前年度比0.8%の増で, 1目調整交付金は保険給付費の5%相当額を, 2目地域支援事業費交付金につきましては介護予防事業費の25%, 包括的支援・任意事業費の38.5%を国の法定負担分として見込むものでございます。また, 3目保険者機能強化推進交付金及び4目介護保険保険者努力支援交付金は, 高齢者の自立支援, 重度化防止等への行政としての取組に対する交付金でございます。

続きまして, 4款1項支払基金交付金につきましては, 前年度比0.8%の増で, 介護給付費及び介護予防事業費のいずれも27%分につきましては, 社会保障診療報酬支払基金を通じて交付されます40歳以上65歳未満の方である第2号被保険者からの保険料を原資とする法定負担分を見込むものでございます。

ページを返していただきまして、380、381ページをお願いいたします。

5款県支出金、1項県負担金につきましては、前年度比0.8%の増で、介護給付費のうち居宅給付費の12.5%、施設給付費の17.5%を県の法定負担分として見込むものでございます。

次に、2項県補助金につきましては、前年度比1.5%の増で、介護予防事業費の12.5%、包括的支援・任意事業費の19.25%を県補助として見込むものでございます。

ページが一番下の欄でございます。7款繰入金、1項一般会計繰入金につきましては、次ページにも続きますが、前年度比0.6%の増で、保険給付費及び介護予防事業費、また包括的支援・任意事業費に対しまして、法に従い一般会計から繰入れを行うものでございます。このほか382、383ページ、続きでございますが、上からの説明欄の2段目の低所得者の保険料軽減のための繰入金のほか、職員の人件費、一般事務費等に繰入れを行うものでございます。

歳入の主なものにつきましては、以上でございます。

続きまして、歳出の主なものにつきまして御説明いたします。

ページを2回返していただきまして、386、387ページをお願いいたします。

1款総務費、1項総務管理費につきましては、前年度比3.7%の減でございます。主なものといたしましては、介護保険課職員の人件費及び輸送費等の事務費でございます。

次に、2項徴収費につきましては、前年度比14.1%の増で、介護保険料の賦課徴収に係る事務経費でございます。

ページを返していただきまして、388、389ページをお願いいたします。

3項介護認定費につきましては、前年度比0.6%の増で、要介護認定等のための認定調査、主治医意見書の取得及び介護認定審査会の運営に係る経費でございます。

次に、2款保険給付費、1項介護給付費につきましては、前年度比0.03%の減で、居宅におけます要介護被保険者に対するサービス給付費でございます。

390ページ、391ページをお願いいたします。

下段の2項予防給付費につきましては、前年度比33.6%の増でございます。居宅における要支援被保険者に対するサービス給付費でございます。

次に、392、393ページをお願いいたします。

中段の3項審査支払諸費につきましては、前年度比5.2%の増で、介護保険給付費の審査支払いを代行します国保連合会への手数料でございます。

最下段の4項高額介護給付費につきましては、前年度比22.7%の増で、介護サービスの利用者の自己負担額が収入に応じた上限額を超えた場合に、その超えた額につきまして給付するものでございます。

ページを返していただきまして、394、395ページをお願いいたします。

5項高額医療合算介護給付費につきましては、前年度比52.8%の増で、介護保険と医療保険のサービス利用者の自己負担額の合算額が収入に応じた上限額を超えた場合に、その超えた額を給付するものでございます。

次に、6項特定入所者介護給付費につきましては、前年度比10.4%の減でございます。短期入所を含

む施設入所者に対する食費及び居住費の負担軽減のための給付でございます。

次に、3款地域支援事業費、1項介護予防・生活支援事業費につきましては、次のページに続くものでございますが、前年度比4.1%の増で、主なものといたしましては、会計年度任用職員に係る人件費、要支援被保険者に対する訪問介護及び通所介護相当サービスのほか、要支援認定者に係るケアプラン作成費用でございます。

引き続き、396、397ページをお願いいたします。

下段の2項一般介護予防事業費につきましては、次のページに続くものでございますが、前年度比5.9%の増でございます。主なものといたしましては、元気アップ・ステップ運動教室及びシルバーリハビリ体操教室等の介護予防事業に係る事務経費でございます。

398、399ページをお願いいたします。

下段の3項包括的支援・任意事業費につきましては、こちらも次のページに続くものですが、前年度比1.6%の減で、1目包括的支援事業費としまして、地域包括支援センターの運営経費のほか、日常生活における生活支援サービスの担い手の養成や認知症に対する早期の支援体制の構築を図るものでございます。

ページを返していただきまして、400ページ、401ページをお願いいたします。

2目任意事業費につきましては、家族介護支援、介護給付費適正化等の事業に要する経費でございます。

歳出の主なものは以上でございますが、404ページから413ページにかけましては、給与費明細書となっておりますので、御参照願います。

説明は以上でございます。

○**木本委員長** 次に、議案第28号 令和4年度水戸市介護サービス事業会計予算について、執行部から説明願います。

小林高齢福祉課長。

○**小林高齢福祉課長** それでは、議案書①の77ページをお開き願います。

市議会議案第28号 令和4年度水戸市介護サービス事業会計予算について御説明いたします。

歳入歳出の総額はそれぞれ5,810万円で、前年度比22.3%の増でございます。詳細につきましては、議案書②説明書で御説明いたします。

418、419ページをお開き願います。

歳入の主なものといたしましては、介護予防支援費収入といたしまして、介護報酬の収入を見込んでおります。

次に、歳出につきましては、ページを返していただきまして、420、421ページをお開き願います。

指定介護予防支援事業費といたしまして、要支援者に対するケアプラン作成等に係る委託料経費を見込んでおります。

なお、422、423ページにつきましては、給与費明細書となっております。

以上でございます。

○**木本委員長** 次に、議案第29号 令和4年度水戸市後期高齢者医療会計予算について、執行部から説明願います。

関根国保年金課長。

○**関根国保年金課長** それでは、議案書①の79ページをお開き願います。

市議会議案第29号 令和4年度水戸市後期高齢者医療会計予算につきまして御説明いたします。

令和4年度の後期高齢者医療会計の総額は、歳入歳出それぞれ41億6,700万円で、前年度比2.2%の増でございます。内容につきましては、議案書②の予算に関する説明書により御説明いたします。

議案書②の428, 429ページをお開き願います。

初めに、歳入の主なものについて御説明いたします。

1款1項後期高齢者医療保険料につきましては、年金からの特別徴収、納付書等で納める普通徴収をあわせた保険料の収納額で、現年度分と滞納繰越分をあわせて前年度比2.1%の増でございます。

3款1項一般会計繰入金につきましては、前年度比2.2%の増でございます。後期高齢者医療に係る事務費及び低所得者に対する保険料の軽減分を一般会計から繰り入れるものでございます。

続きまして、歳出の主なものについて御説明いたします。

432, 433ページをお開き願います。

1款1項1目一般管理費につきましては、前年度比7.8%の増でございます。主な内容といたしましては、職員給与費や事務費等でございます。

2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、前年度比2.1%の増でございます。主な内容といたしましては、茨城県後期高齢者医療広域連合へ納付する保険料及び低所得者に対する保険料の軽減分を補填するための保険基盤安定納付金でございます。

説明は以上でございます。

○**木本委員長** 次に、議案第30号 令和4年度水戸市母子父子寡婦福祉資金会計予算について、執行部から説明願います。

柴崎参事兼子ども課長。

○**柴崎福祉事務所参事兼子ども課長** それでは、議案書①の81ページをお開き願います。

市議会議案第30号 令和4年度水戸市母子父子寡婦福祉資金会計予算について御説明いたします。

予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,200万円で、前年度比14%の減としております。内容につきましては、議案書②の令和4年度予算に関する説明書により御説明いたします。

議案書②の450, 451ページをお開き願います。

初めに、歳入でございます。

1款1項1目繰越金は、前年度剰余繰越金、前年度と同額の100万円、2款1項1目母子父子寡婦福祉資金貸付金元利収入につきましては、元金収入と利子収入から成り、前年度比11%の減で見込んでおります。

2項1目雑入は、滞納に伴い発生する違約金であり、前年度比62.4%の増で見込んでおります。

続きまして、歳出につきましては、452, 453ページをお開き願います。

1款1項1目母子父子寡婦福祉資金費は、前年度比13.8%の減となっております。内訳は、貸付金のほか、システム保守等に係る委託料などとなっております。

説明は以上でございます。

○木本委員長 次に、議案第36号 令和3年度水戸市一般会計補正予算（第11号）中第1表中歳出中第3款（民生費）及び第10款（教育費）並びに第2表継続費補正中第3款（民生費）及び第10款（教育費）について、執行部から、順次、説明願います。

○小林高齢福祉課長 それでは、議案書⑥の7ページをお開き願います。

市議会議案第36号 令和3年度水戸市一般会計補正予算（第11号）につきまして御説明いたします。

詳細につきましては、議案書⑦令和3年度補正予算に関する説明書により御説明いたします。

10ページ、11ページをお開き願います。

中段、3款民生費、1項社会福祉費、3目高齢福祉費の（仮称）西部いきいき交流センター建設事業につきましては、請負契約額の決定に伴いまして、減額補正するものでございます。

以上でございます。

○松本幼児教育課長 2項児童福祉費、3目保育所費につきましては、新型コロナウイルス感染症への対応の最前線において働く保育士等の処遇改善のため、国の保育士等処遇改善臨時特例交付金を活用し、収入を3%程度引き上げるための経費として、民間保育所と地域型保育事業所に補助金を増額補正するものでございます。

以上でございます。

○大和放課後児童課長 続きまして、4目放課後児童費につきましては、放課後学級や民間学童クラブで働く職員の処遇改善のために、保育士と同様に国の保育士等処遇改善臨時特例交付金を活用し、収入を3%程度引き上げるための経費として、委託料、補助金を増額補正するものです。

説明は以上でございます。

○野澤教育研究課長 続きまして、14ページ、15ページを御覧ください。

下段にございます10款教育費、1項教育総務費、3目総合教育研究所費のうち、英語指導に要する会計年度任用職員給与費につきましては、財源の補正を講ずるものでございます。

○和田学校施設課長 続きまして、16ページ、17ページを御覧ください。

2項小学校費、3目小学校建設費につきましては、17ページ説明欄にございます1つ目の丸、小学校施設設備整備事業費につきましては、小学校の給食室空調設備設置に係る工事請負費について、4つ目の丸、酒門小学校長寿命化改良事業費、5つ目の丸、渡里小学校長寿命化改良事業費につきましては、長寿命化改良に係る工事請負費について、国の令和3年度補正予算を活用して整備を実施するため、増額補正を行うものでございます。また、3つ目の丸、吉沢小学校校舎増築事業費につきましては、請負契約額の決定等に伴いまして、減額補正を行うものです。

以上でございます。

○松本幼児教育課長 続きまして、4項幼稚園費、3目私立幼稚園費につきましては、幼稚園教諭等の処遇改善のため、保育士と同様に国の保育士等処遇改善臨時特例交付金を活用し、収入を3%引き上げるための経費として、私立幼稚園補助金を増額補正するものでございます。

以上でございます。

○**小林高齢福祉課長** 続きまして、ページを返していただきまして、18、19ページをお開き願います。

継続費の支出予定額並びに事業の進行状況等に関する調書につきまして御説明いたします。

3款民生費、1項社会福祉費の(仮称)西部いきいき交流センター建設事業につきましては、請負契約額の決定に伴いまして減額を補正するものでございます。

以上でございます。

○**和田学校施設課長** 続きまして、22ページ、23ページをお開きください。

10款教育費、2項小学校費の2段目、吉沢小学校校舎増築事業につきましては、請負契約額の決定に伴いまして、減額補正を行うものでございます。

続きまして、3段目、酒門小学校長寿命化改良事業(2期)及びページを返していただきまして、24ページ、25ページにございます渡里小学校長寿命化改良事業につきましては、国の令和3年度補正予算を活用するため、年割額を変更するとともに、総事業費につきましては、請負契約額の決定等に伴いまして、それぞれ減額となっております。

以上でございます。

○**木本委員長** 以上で、提出議案についての説明は、全て終了いたしました。

それでは、本日の委員会は、この程度をもって散会したいと思います。

なお、明日の委員会は、午前10時に開会したいと思いますので、よろしく願いたします。

以上をもちまして、本日の文教福祉委員会を散会いたします。

御苦労さまでした。

午前11時13分 散会